

第5章

町民力、地域力、行政力が
発揮できるまちづくり

第5章 町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくり

第1節 町民参加のまちづくり

第1項 町民参加のまちづくり

■現状と課題

本別町には、古くから先人達が、さまざまな形で支え合いながら、知恵をしぼり、汗をかき、活気のあ
るまちづくりを進めてきました。

まちの課題や生活を取り巻く問題を解決するために自発的に活動している人、自治会や各種団体、
グループを通じ活動しているなど、多方面で活躍をしています。この町民の「点」での活動を「線」に、さ
らに、「面」にし、有機的に成長させていくことが必要です。

住みよいまちづくりのためには、町民と行政とがお互いに目的を共有し、一緒になって考え、解決し
ていくという「協働」のシステムを構築し、地域課題の解決や魅力あるまちづくりなどに取り組んでいくこ
とが、「住み続けたいまちづくり」につながっていきます。

町民の力を積極的にまちづくりに活かすため、町民と共通の視点で協働していく姿勢を持ち、町民
が活動しやすいような仕組みが必要です。

併せて、これまで行政主体で行なわれてきた公共サービスの提供についても、町民やNPO、企業等
の民間との連携を図っていくことも求められています。

今後の行政運営を円滑に推進していく上で、町民、議会、行政の3者の役割と責任を明確にする制
度の確立が必要となっています。

■基本方針

地域が抱える多様な課題に対応するため、行政だけでなく、町民や企業、各種団体、学校、町民活
動団体等の多様な主体と連携しながら、解決していく「参加と協働」によるまちづくりを進めます。

さらなる町民のまちづくりへの参加機会の拡大をめざすため、条例委員など町附属機関の委員の公
募制を充実させるとともに、情報通信網を活用した町民参加の機会を検討し、より多くの町民の意見が
反映できるよう努めます。

さらに、町民を対象とした研修会の開催や人材の育成に努め、地域における人と人とのつながりを
大切にした取り組みを積極的に行います。また、町民参加による※自治基本条例の 制定に向けた取り
組みを進めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

町民参加のまちづくり

- (1)町民参加機会の拡大
 - ①条例委員などの公募制の充実
 - ②計画策定などの町民参加の拡大
 - ③(仮称)自治基本条例の制定
- (2)町民協働の体系づくり
 - ①町民協働意識の向上
 - ②町民協働事業の推進
- (3)協働の担い手の支援
 - ①町民向け講座の充実
 - ②町民活動情報の発信

※ 自治基本条例＝その地域における自治の基本原則や、行政の基本ルールなど基本原則を定めるもので、「自治体の憲法」
ともよばれています。

第5章 町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくり

第1節 町民参加のまちづくり

第2項 地域活動の推進

■現状と課題

近年の生活様式や個人意識の多様化は、地域コミュニティへの参加意識の希薄化を招いており、地域における町民相互の交流や連帯感、以前に比べ弱い傾向にあります。

本町には、自治会として76の組織があり、それぞれの自治会が防犯、福祉、清掃活動など進めています。しかし、高齢化や過疎化が急速に進んでおり、自治機能の低下も見受けられる状況もあることから、自治会の合併や統合等を視野に入れながら、自治会連合会とも協議をし、自治機能回復のため今後のあり方について検討をしていかなければなりません。

さらに、近年、町民自ら身近な課題を解決するため、従来の自治会活動に加え、ボランティア活動など、新たな活動の必要性が出てきており、より多くの会員の参画や連携によって活動の輪を広げていくことが重要です。

今後も、住みよい地域社会を作り上げていくため、自治会活動に対する支援を行うとともに、新しい町民活動を支えていくための条件整備を図りつつ、コミュニティの場を整備活用していく必要があります。

■基本方針

社会の著しい変化や過疎化、少子高齢化の進展は、町民の生活意識や生活様式の多様化を生み出し、それに伴うふれあいの希薄化、核家族化の進行などにより、連帯意識や助け合いの意識、近所づきあいなどの交流が少なくなってきました。

こうした中、自治会は、地域全体に行き渡る組織として、また、町民と行政を結ぶ組織として重要な役割を担っています。

地域活動の主役は町民との視点のもとに、活動の活性化と自主運営に対する支援をするとともに、町民の福祉・文化の向上と自治会活動を推進するため、地域集会施設の支援や整備等を図ります。

■施策の体系(主な施策・事業)

地域活動の推進

(1) 自治会組織の育成強化、連携意識の高揚

① 自治会意識の高揚

② コミュニティ運動の推進

③ 自治会活動推進交付金の交付

④ 自治会組織(地域力)の強化

(2) 地域集会施設の支援・整備等

第5章 町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくり

第1節 町民参加のまちづくり

第3項 広報広聴の充実

■現状と課題

町民と行政とが協働してまちづくりを進めていくためには、町民に行政の方針や抱える課題を適切に伝え、情報を共有するとともに、町民の意向を施策に反映させる必要があります。

本町では、町民に親しまれ、読んでみたいと思われるような紙面、そして「町民と行政のかけはし」となり「まちづくり」につながる広報紙を目指しています。

町の抱える課題や町民の皆さんの元気な姿など、まちの動静を幅広く周知し、情報をリアルタイムで共有し、お互いに語り合えるような紙面になるよう努めるとともに、年々高齢化が進んでいることから文字の大きさにも配慮した人にやさしい広報紙づくりにも取り組んでいます。

また、インターネットでの情報入手が主流になりつつあることから、本別町公式ホームページにも広報紙を含めた様々な情報を広く町内外へ発信し、本別町をPRしています。

今後は、あらゆる情報が求められていることから、広報紙やホームページにおいて的確で迅速な情報を提供し、「親しまれる」から「必要とされる」広報紙、ホームページを目指す必要があります。

広聴活動については、町民の声を聴く機会を積極的に設け、情報をリアルタイムで共有しお互いに語り合うことが重要です。

■基本方針

協働のまちづくりを推進するにあたっては、町民と行政が情報を共有していくために多様な手段、方法を用い、行政が保有する情報を可能な限り町民へ提供・公開していくことが必要なことから、積極的な広報活動を展開するとともに、見る側の視点に立った「読んでみたい」と思われる広報紙面や「見てみたい」と思われるホームページづくりに努め、内容の充実を図ります。

また、観光資源などの本町の魅力を町内外に積極的に発信するとともに、町内でブロードバンドサービスを提供する民間通信事業者と連携を図るなど、メディアを活用した取り組みを進め、本町への新しい人の流れの創出や交流人口の増大を目指した情報発信を行います。

また、町民の方々からの意見・要望などを幅広く聴くための機会や仕組みをつくり、誰もが町政に参画し、町民一人ひとりが主役のまちづくりを推進します。

■施策の体系(主な施策・事業)

広報広聴の充実

(1)広報広聴活動の充実

- ①町広報紙、町公式ホームページの充実
- ②町勢要覧作成など町の情報の発信
- ③多様な情報の提供
- ④各種懇談会の開催

※広報＝官公庁・企業・各種団体などが、施策や業務内容などを広く一般の人に知らせること。

※広聴＝行政機関などが、広く一般の人の意見や要望などを聞くこと。

第5章 町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくり

第1節 町民参加のまちづくり

第4項 男女共同参画社会の形成

■現状と課題

少子化や核家族化など急速な社会環境の変化により、女性のライフスタイルも多様化が進んでおり、※男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりのニーズや目標に応じた適切な支援が求められています。

国レベルでも、「※男女雇用機会均等法」や「※育児・介護休業法」、「※次世代育成支援対策推進法」や新たに「※女性活躍推進法」が制定されるなど法制度の整備により、仕事と子育てや介護その他の家庭生活との両立が進みつつあり、女性の社会進出に関して一定の成果を上げているものの、今もなお多くの分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度や慣行が存在しており、女性の能力発揮や社会参画を阻む要因となっています。

また、ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシャルハラスメントなどによる社会問題がいまだあとを絶たず発生しており、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されています。

本町においても、法律などの趣旨に鑑み、今後も男女がともに責任を分かち合い、あらゆる分野において、性別にかかわらず、誰もがいきいきと幸せを感じながら暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが必要です。

■基本方針

これまでの男女の固定的な役割分担の意識の変革を進めながら、家庭や地域社会、さらには各種研修会等とおして男女平等に根ざす教育の充実に努めます。

家庭や職場、地域における女性問題の解決に向け、関係機関と連携を図り、意識啓発や相談体制等の充実に努めます。

また、各種審議会、委員会など政策決定の場など地域社会活動への女性の参画しやすい環境を整備するとともに参画の促進に努めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

- 男女共同参画社会の形成
 - (1)男女共同参画に向けた意識の醸成
 - ①男女共同参画についての啓発活動の推進
 - ②男女平等の研修の充実
 - (2)男女共同参画の環境整備
 - ①女性に対する支援機能の充実
 - ②女性委員等の積極的な登用

- ※ 男女共同参画社会＝男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
- ※ 男女雇用機会均等法＝募集・採用、配置、福利厚生、退職、解雇などにおける男女の差別的な取り扱いの禁止、セクシャルハラスメントの禁止などを定める法律。
- ※ 育児・介護休業法＝育児や家族の介護を行う労働者を支援する目的で、育児休業・介護休業、ならびに子の看護休暇について定める法律。
- ※ 次世代育成支援対策推進法＝次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的とした法律。
- ※ 女性活躍推進法＝女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備する法律。

第5章 町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくり

第2節 健全な行財政運営

第1項 行財政運営の推進

■現状と課題

長引く地域経済の低迷や人口減少による税収の伸び悩みに加え、地方交付税が削減される一方で、地域経済の活性化や雇用機会の創出、公共施設の老朽化対策、高齢、障がい、子育て支援をはじめとする福祉・医療などの行政需要が増大し、厳しい財政運営を余儀なくされています。

限られた財源のなかで健全な財政運営を行うには、積極的に財政状況について情報公開を進めながら、真に必要な事務事業の選択とさらなる経費縮減を進め、持続可能な健全財政を確保していくことが求められています。

また、人口減少が見込まれる中、地方創生の取り組みから、「ひと」と「しごと」の好循環を作り、「まち」の活性化と地域経済の活力を維持し、町税をはじめとする自主財源の安定した確保に努める必要があります。

さらに、事務の効率化を進めながら、迅速で的確な意思決定ができる組織体制を構築するとともに、複雑化、多様化する町民ニーズに対応し、町民の目線に立った質の高いまちづくりが必要であり、組織全体での政策形成能力の向上を図るため、職員一人ひとりの資質の向上が求められます。

非常に厳しい行財政環境の中で協働によるまちづくりを推進し、町民サービスの維持・向上を図るため、今まで以上にさまざまな観点から「新本別町行財政改革計画」に取り組む必要があります。

■基本方針

町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくりを進めるべく、これまでの行政改革の成果を踏まえ、残された課題を十分把握した上で、町民・団体・企業・行政が、相互に理解を深め、協働の視点でこれからの財政運営のありかたを見つけ出し、事務事業の整理・統合を一層進め、持続可能な財政運営を推進します。

新本別町行財政改革計画を推進し、複雑化、多様化する町民ニーズに的確に対応し、組織の効率化や職員の能力開発等を行い、あらゆる事態にも対応できる体力のあるまちづくりを目指します。

また、「本別町まち・ひと・しごと総合戦略」の推進により、本町が将来にわたって持続可能な元気で活力のある「まち」を創造していくため、地域資源や地域産業を活かす政策展開、暮らしやすいまちの創生、まち・ひと・しごとの好循環を確立し、地域内において官民で創りだす「まちの稼ぐ力」を増幅させる取り組みを積極的に進めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

行財政運営の推進

(1)健全な財政運営の推進

- ①収入の確保(自主財源の確保)
- ②経常収支の改善
- ③給与水準・定員管理の適正化
- ④公債費負担の適正化
- ⑤公営企業の経営健全化
- ⑥新たな計画・指標を活用した、財政の健全化・透明化
- ⑦受益者負担の適正化

(2)効率で質の高い行政運営の推進

- ①新本別町行財政改革の実践
- ②職員研修の充実
- ③公有遊休地等の適正管理と有効利用
- ④公共施設の適正配置と効率的な管理
- ⑤適正な公会計制度の運用

(3)地域創生の総合的推進

- ①地域資源を活用した元気な産業と安定した雇用の確保・創出
- ②本別の特性に磨きをかけ新しい人の流れをつくる

- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境をつくる
- ④将来にわたって元気な地域をつくり安全・安心な暮らしを確保

- ※ 町民力＝町民が自主的・自発的に地域課題の克服に取り組もうとする力。
- ※ 地域力＝地域社会の問題について市民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力。
- ※ 行政力＝自治体の「ちから」であり、本別町としての「実力」です。自治体の健全な都市経営を行っていく力量であり、効果的な施策を展開できる職員の力量のこと。（職員の力の結集）
- ※ 行財政改革計画＝簡素で効率的な本別町のまちづくりを実現するための計画。
- ※ 公会計制度＝地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準。

第5章 町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくり

第2節 健全な行財政運営

第2項 開かれた町政づくり

■現状と課題

まちづくりの基本は、このまちに住む町民が自ら考え、意見を持ち、行動することにあります。そのため、まちに関するさまざまな情報などが、十分に提供され、説明されていなければなりません。

このことは民主主義の原理であり、住民自治の原点であると考えます。

町民一人ひとりの価値観が多様化し、社会情勢が大きく変わっていく中であって、よりよい地域の創造のため、新たな価値を構築することが求められています。

町が保有する情報は町民と共有の財産であると位置づけ、誰もが知りたいときに自由に知り得よう知る権利を明らかにするとともに、町政の諸活動について、その公開性を高め、まちづくりへ町民の参加を促進し、創造性豊かなまちづくりのため、平成 14 年に「※情報公開条例」を制定し、開かれた町政づくりを進めています。

協働によるまちづくりを進めるためには、※情報公開制度、※個人情報保護制度の適正な運用に努めることはもちろんですが、情報の提供・公表の一層の充実を図っていくなど情報公開の総合的な推進を図り、町民の情報に対するニーズに的確に応えていく必要があります。

情報公開条例の制定により、町側からの情報公開・情報提供は進みつつありますが、町民の意見、意識の把握といった点では、一層の取り組みの推進が求められています。

町民の視点に立った行政運営を実現するため、町づくりに関する情報公開と広聴機能をさらに充実させることが必要です。

■基本方針

近年の行政活動の領域の拡大やその内容の専門化、高度化などに伴い、行政機関にはさまざまな内容の大量な情報が集積されています。

また、※地方分権が進展する中、町民中心の町政を実現するためには、主権者である町民が町政を監視し、理解し、また町政へ積極的に参加していくことが不可欠であり、そのためには町政に関する情報が公開されていることが前提となります。

情報公開制度、個人情報保護制度とも、適切な文書管理の基礎の上に成り立つことから、その根幹となる「文書管理」の適切な運用を図るとともに、そのあり方について、今後も調査研究を進めます。

また、行政情報が積極的に利活用されるように、行政情報の内容の充実や提供の機会の拡充などを検討します。

町民に対して「知る権利」の浸透を図り、※プライバシーに配慮しながら各種の行政情報を提供していくとともに、誰もが利用できる、情報の提供に努めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

開かれた町政づくり

(1)情報公開制度の充実

①情報公開の総合的な推進

②文書管理環境の整備

(2)透明性の高いまちづくりの推進

①情報公開条例の適正な運用

※ 情報公開条例＝地方公共団体の行政機関が保有する情報の情報公開(開示)請求手続きを定めた条例。

※ 情報公開制度＝行政機関の保有する情報を開示請求する権利を国民に認める制度。

※ 個人情報保護制度＝「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする制度。

※ 地方分権＝政治・行政において統治権を中央政府から地方政府に部分的、あるいは全面的に移管する事。

※ プライバシー＝個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利。

第5章 町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくり

第3節 広域行政と交流活動

第1項 広域行政の推進

■現状と課題

交通・通信網の整備による活動範囲の拡大により、町民の生活は町域の枠を大きく越えて営まれています。また、地方分権の進展に伴い、行政サービスの一層の専門化や高度化が求められるようになり、その必要性を増しています。

この間、歴史的な背景や地理的な条件から近隣自治体や十勝、全道規模での連携による各種事業を展開しているところではあります。

しかし、人口減少や基本的社会構造の変化などによる新たな課題への対応や、さらなる行財政改革に取り組む必要性に迫られることから、行政区域境という見えない壁を取り払い、町民にとって最適な広域行政を展開していくことが求められています。

平成 23 年からは、十勝管内の全市町村の主体的取り組みとして、「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化などの魅力を活用し、NPOや企業といった民間の担い手を含めた役割分担において、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住の促進を目的とする、※十勝定住自立圏構想の取り組みを進めています。また、十勝東北部における枠組みで地域課題解決に向けた連携施策の検討を進めています。

■基本方針

ますます複雑化する行政課題を解決するために、十勝圏複合事務組合をはじめとする広域的な連携施策を進めるとともに、参加自治体との連携、協力を積極的に推進します。

十勝東北部圏域や近隣自治体との連携においては、特に行政区域の枠に収まらない人口減少対策や地域住民の安心生活にかかる課題克服に向けた検討を積極的に進め、行政サービス等の向上により生まれる、地域コミュニティの活性化や地域の定住に繋がる取り組みを推進します。

また、行政コストの削減は、共通性のある事務事業を共同処理することによって削減を図ることが可能なことから、独自の行財政改革と併せ、広域行政（連携）による行政コスト削減に努めます。

今後も効率的かつ質の高い行政サービスを提供するため、広域行政が可能な事務事業については、具体的な手法を交えた検討を進め、地方分権時代にふさわしい行財政基盤の確立に努めます。

■施策の体系（主な施策・事業）

広域行政の推進

- (1) 広域連携体制の強化
 - ① 既存広域連携の推進
 - ② 十勝定住自立圏構想の推進
- (2) 十勝広域市町村圏域の連携推進
 - ① 十勝圏複合事務組合との連携強化
(帯広高等看護学院、十勝市町村税滞納整理機構、十勝教育研修センター)
 - ② とちろ広域消防事務組合との連携強化
- (3) 広域行政課題への対応
 - ① 行政全般にかかわる広域事業の運営充実
 - ② 行政全般にかかわる広域行政の検討推進

※ 十勝定住自立圏構想＝都市機能を有する市と近隣町村が相互に役割分担・連携・協力することにより、必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策。平成 22 年 11 月に、十勝 19 市町村長により、オール十勝で定住自立圏の形成を目指すことを確認した。

第5章 町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくり

第3節 広域行政と交流活動

第2項 国際交流、地域間交流の推進

■現状と課題

本町の国際交流は、「町民ジェット」による交流を契機に、*オーストラリア・キルモアとの姉妹都市提携、さらに、キルモアと周辺市町の合併でミッチェルが誕生し、ミッチェルと再調印をしています。現在、中高生の派遣事業、相互の親善訪問など行政の枠を越え友好関係を育んでいます。

地域内の取り組みは、本別町国際交流協会が中心となり、十勝インターナショナル協会、国際協力機構(JICA)の受け入れなど幅広い交流活動を積極的に展開しています。

また地域間交流活動の推進は、町民にとっても多様な視点に触れる機会として、相互に刺激し合い、お互いの成長や理解へとつなげるほか、地域の賑わいを増大するなど重要な役割を担っております。

現在、本町は、*徳島県小松島市と友好都市提携を結んでおり、勇足小学校と立江小学校との交流を始め、相互派遣研修、特産物の販売などの交流が行われています。

また、昭和60年より*宮城県南三陸町と中・高校生による相互交流を実施しており、交流参加後は、学校での生徒会活動や地域での活動などさまざまな場面でリーダーとしての役割を果たしている姿が見られています。

さらに、平成24年度には*釧路管内白糠町と包括交流連携協定を結び、産業・スポーツ、文化さらに災害対策、支援などあらゆる分野において互いの地域の特性を尊重し、連携交流を推進することとしています。

地域間交流活動は、お互いの地域の学習資源を積極的に活用し、地域に根ざした学習機会の拡充を図るとともに、自らの地域をあらためて認識・理解するうえで有効な手段の一つとなっており、今後も、質の高い交流が続くよう育んでいく必要があります。

■基本方針

国際感覚豊かな人材の育成や民間団体のさまざまな交流の後押しを積極的に行い、国際交流の基盤づくりや地域の国際化を進めます。

中・高校生による国際交流研修事業については、事業の継続も含め、国際交流のあり方や実施手法を検討しながら国際交流の推進を図ります。

地域間交流活動は、異文化へのふれあい、青少年の人材育成、地域資源の発掘・活用、さらには町民活動の醸成など、効果は広範多岐に及ぶものであり、そこで生まれる交流人口は、まちづくりを進める上で大きな力となることから、今後も積極的に進めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

- 国際交流、地域間交流の推進
 - (1)国際交流の推進
 - ①国際交流機会の充実
 - ②国際交流団体との連携
 - ③国際理解教育の推進
 - (2)地域間交流の推進
 - ①地域間交流の積極的な推進

※ オーストラリア・キルモア・ミッチェル＝1985年に始まった「町民ジェット」で前身であるキルモア町を訪問したことから交流が始まり1991年(平成3年)の本別町開基90年に際し、キルモアとの姉妹都市提携を締結。1994年(平成6年)にキルモアと周辺市町の合併でミッチェルが誕生し、姉妹都市再提携。以来、中高生の海外研修や親善訪問など相互において密な関係を結び、一層の交流に努めている。

※ 徳島県小松島市＝本別町と小松島市の関係は、明治30年に阿波の国・立江村(あわのくに・たつえむら、現在の小松島市)の東條儀三郎村長が移民団を結成し、本別町勇足地区に入植したことが始まり。この歴史的交流の背景を受け、1991年(平成3年)から、本別町立勇足小学校と小松島市立江小学校との交流また本別町と小松島市の職員による相互派遣研修を実施し、更には双方の特産物の販売を行うなど、活発な交流活動を行っている。

※ 宮城県南三陸町＝(旧志津川町)30年以上、ジュニアリーダー活動の相互交流が続けられており、それが縁で東日本大震災以後、復興支援を行っている。

※ 釧路管内白糠町＝「海沿いのまち」と「内陸のまち」で地域特性が異なる市町村同士が不足する地域資源を相互に補完し合いながら、日常的な交流により地域の活性化を図るとともに、災害時における相互応援など幅広い交流を行うことを目指している。

